

「磁気テープ (MT) 交換・フロッピーディスク (FD) 交換による取扱規定」における  
当行所定等の文言についての補足説明

<MT/FD 交換によるデータ授受に関する共通規定>

3. (データの仕様)

データの仕様は、別に定めるもの ([こちらをご覧ください](#)) とします。

4. (利用手数料)

指定口座から当行所定の日 (前月分を10日(該当日が銀行休業日の場合は翌営業日)) に自動振替により引落す場合は、小切手の振出または預金通帳および払出請求書の提出は不要とします。

<給与(賞与)振込取扱規定>

2. (取扱店と振込指定口座)

(2) 受給者が給与の振込を指定できる預金口座は、本人名義の預金口座とし、かつ当行所定の預金種目 (普通・当座預金) とします。

9. (手数料)

給与振込取扱手数料として、当行所定の手数料 ([こちらをご覧ください](#)) ならびにこれに係る消費税等相当額をお支払いいただきます。

<総合振込取扱規定>

2. (取扱店と振込指定口座)

(2) 振込を指定できる預金口座は、当行所定の預金種目 (普通・当座・貯蓄預金) とします。

7. (手数料)

総合振込取扱手数料として、当行所定の手数料 ([こちらをご覧ください](#)) ならびにこれに係る消費税等相当額をお支払いいただきます。

<自動集金サービス取扱規定>

2. (取扱店と振込指定口座)

(2) 預金口座振替を指定できる預金口座は、当行所定の預金種目 (普通・当座預金・納税準備預金) とします。

<地方税納入サービス取扱規定>

6. (取扱手数料)

地方税納入サービス取扱手数料として、当行所定の手数料 ([こちらをご覧ください](#)) をお支払いいただきます。